

(証券コード4834)

2022年8月10日

株 主 各 位

札幌市中央区北五条西五丁目7番地

キャリアバンク株式会社

代表取締役社長 佐藤 良 雄

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主様におかれましては、ご自身の健康と安全を最優先にお考えいただき、本株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月25日（木曜日）午後6時までに書面（郵送）又はインターネットにより議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北五条西五丁目7番地sapporo55ビル5F
当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第35期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.career-bank.co.jp>）に掲載させていただきます。

### 【会社説明会開催見送りのご案内】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も株主総会終了後の会社説明会の実施を見送ることいたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、株主様の安全を第一に考え、株主総会の運営を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・株主様には、できるだけ株主総会当日のご来場を見合わせていただき、インターネットによる議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。（インターネット行使の詳細につきましては、3頁をご確認ください。）
- ・株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、検温を含めた体調確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声かけをさせていただきます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、検温、アルコール消毒液の噴霧及びマスク着用についてご協力をお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.career-bank.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げますとともに、株主の皆様におかれましてはどうぞご自愛ください。

## 【議決権行使のご案内】

- (1) 書面の郵送による議決権行使  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年8月25日（木曜日）午後6時まで**に到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使  
同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、**2022年8月25日（木曜日）午後6時まで**に議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、3頁をご参照ください。）
- (3) 議決権の重複行使の取り扱い
  - ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
  - ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔 議決権行使ウェブサイトアドレス 〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年8月25日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

〔 パソコンをご利用の方 〕

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔 スマートフォンをご利用の方 〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、再度上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

### 3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

#### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

( 2021年6月1日から  
2022年5月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況で推移しました。ワクチン接種が進み、経済活動は概ね正常化に向けた動きとなりましたが、感染の再拡大が生じるなど、雇用を取り巻く環境も含めて、先行きは不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況のもと、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の対策を継続実施しつつ、企業と人材を繋ぐ役割と機能を果たし、質の高い人材サービスの提供を通じて、双方が求めるニーズに応えてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に外国人の入国制限が関係する事業の売上高が減少する影響を受けましたが、人材派遣関連事業において、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る関連業務等を受託出来たことにより業績を拡大することができました。

以上の結果、当事業年度の業績については、売上高は5,122,894千円（前事業年度比24.6%増）、経常利益は112,904千円（同372.0%増）、当期純利益は73,577千円（同52.9%増）となりました。

事業の種類別の業績は次のとおりであります。

人材派遣関連事業においては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る関連業務を受託出来たことにより、売上高及び営業利益が前事業年度を上回りました。この結果、売上高3,574,143千円（前事業年度比36.5%増）、営業利益466,199千円（同97.5%増）となりました。

人材紹介事業においては、求人ニーズへ迅速に対応したことで成約数が伸びたことにより、売上高及び営業利益が前事業年度を上回りました。この結果、売上高154,887千円（同35.6%増）、営業利益23,776千円（同40.1%増）となりました。

再就職支援事業においては、受託事業が増加したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による失業者対策事業の受託等により、売上高が前事業年度を上回りましたが、売上総利益率の低下により、営業利益は前事業年度を下回りました。この結果、売上高1,259,306千円（同2.9%増）、営業利益18,534千円（同76.0%減）となりました。

その他事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国語研修事業の売上高が減少したことで、売上高及び営業利益が前事業年度を下回りました。この結果、売上高134,555千円（同13.6%減）、営業利益5,268千円（同76.8%減）となりました。

## [事業の種類別売上高]

(単位：千円)

| 事業区分     | 売上高       | 構成比    | 前事業年度比 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 人材派遣関連事業 | 3,574,143 | 69.8%  | 136.5% |
| 人材紹介事業   | 154,887   | 3.0%   | 135.6% |
| 再就職支援事業  | 1,259,306 | 24.6%  | 102.9% |
| その他      | 134,555   | 2.6%   | 86.4%  |
| 合計       | 5,122,894 | 100.0% | 124.6% |

## ② 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備の新設等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 期別<br>区分                      | 第32期<br>(2019年5月期) | 第33期<br>(2020年5月期) | 第34期<br>(2021年5月期) | 第35期(当事業年度)<br>(2022年5月期) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|
| 売上高                           | 4,107,496          | 3,827,282          | 4,113,004          | 5,122,894                 |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)             | 24,530             | △28,608            | 23,921             | 112,904                   |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)           | 29,569             | △52,650            | 48,120             | 73,577                    |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | 29円78銭             | △53円02銭            | 48円46銭             | 74円10銭                    |
| 総資産                           | 1,777,228          | 2,088,729          | 2,386,798          | 2,319,578                 |
| 純資産                           | 618,865            | 555,053            | 586,664            | 644,056                   |
| 1株当たり純資産額                     | 623円23銭            | 558円97銭            | 590円80銭            | 648円60銭                   |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金       | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容    |
|------------------|-----------|------------------|------------|
| 株式会社エコミック        | 360,271千円 | 43.2%            | ペイロール事業    |
| 栄光情報技術(青島)有限公司   | 2,000千元   | 43.2%<br>(43.2%) | ペイロール事業    |
| ビズライト・テクノロジー株式会社 | 34,500千円  | 39.1%<br>(39.1%) | システム開発事業   |
| 株式会社セールスアウトソーシング | 97,000千円  | 84.3%            | アウトソーシング事業 |
| 株式会社ジャパンランゲージ    | 50,000千円  | 100.0%           | 日本語学校運営事業  |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は間接所有で内数であります。  
2. 2022年2月1日付で、株式会社札幌ランゲージセンターは商号を株式会社ジャパンランゲージに変更しております。  
3. 株式会社エコミックは、2022年4月30日付で、ビズライト・テクノロジー株式会社の586,040株(90.6%)を取得し、子会社といたしました。

#### ② 企業結合の成果

当社の子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

当連結会計年度の売上高は7,397,745千円(前連結会計年度比20.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は85,895千円(前連結会計年度比15.2%減)であります。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「信頼のお付き合いをモットーに社会のブレンたらん」を経営理念に掲げ、顧客ニーズの変化をいち早く察知し、常に新しいサービスの検証を重ね、人材及び企業に対し最適なサービスを提供することにより、社会に貢献できるよう、業務を推進してまいりました。

雇用環境における今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長く続いたことで、働き方の変化が更に進むとともに経済活動の正常化による人手不足が発生するものと予想されます。総合人材サービス会社として、新たな雇用のマーケットを的確に捉え、社会のニーズに応えることで業績の拡大を目指していけると考えております。

このような環境下において当社は次の課題に取り組んでまいります。

人材派遣関連事業及び人材紹介事業においては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化や新たに成長した産業がもたらす求人ニーズに応じていく必要があります。営業を強化し、人材登録及びマッチング機能をより高めることで業績の向上を目指してまいります。また、長く働きたいと思う高齢者を積極的に提案出来る様、求人企業とともに派遣で働ける環境の構築を目指してまいります。

再就職支援事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により失職した方々に対する雇用対策事業が行政官庁より発出されると予想されます。より多くの雇用対策事業の受託をすることで、当該事業を通じた社会への貢献を続けてまいります。

その他事業において、ストレスチェック制度における代行サービスについては、更にWEB化を進めて新たな顧客を開拓してまいります。また、東京及び大阪で行っている中国語の語学研修事業についても、中国展開を検討する新たな企業のニーズを引き出し、顧客数の増加を目指してまいります。

全体としては、北海道・東北地方はもちろん、他の地域への進出をさらに進めていきたいと考えております。各地域への進出にあたってはM&Aも視野に入れ、様々な課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

| 事業区分     | 事業の内容                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人材派遣関連事業 | 労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業、病院・クリニック・介護施設等に特化した各種人材サービスの提案、百貨店・量販店・通信関連等の営業並びに販売等の業務の受託を行っております。 |
| 人材紹介事業   | 職業安定法に基づく有料職業紹介事業として、中途採用者の紹介及び採用コンサルティング業務を行っております。                                     |
| 再就職支援事業  | 企業の雇用調整等、労務に関するコンサルティング並びに人材の教育、転職サポート、求人開拓等再就職支援事業を行っております。                             |
| その他      | 語学研修事業及びストレスチェック事業を行っております。                                                              |

#### (6) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 本 社 | 札幌市中央区                      |
| 支 店 | 北海道函館市、北海道旭川市、北海道帯広市、仙台市青葉区 |

#### (7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 320名 | 12名減      | 45歳8ヶ月 | 9年9ヶ月  |

(注) 使用人には、パート社員は含まれておりません。

#### (8) 主な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行     | 850,000千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 100,000千円 |

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,280,000株  
(2) 発行済株式の総数 993,000株  
(3) 株主数 1,377名  
(4) 大株主（上位11名）

| 株主名                 | 持株数      | 持株比率   |
|---------------------|----------|--------|
| 佐藤良雄                | 386,700株 | 38.94% |
| 株式会社エス・ジー・シー        | 103,900  | 10.46  |
| 万徳正男                | 49,500   | 4.98   |
| 株式会社SATO-INVESTMENT | 36,800   | 3.70   |
| 斎藤良正                | 30,000   | 3.02   |
| 株式会社北洋銀行            | 24,000   | 2.41   |
| キャリアバンク従業員持株会       | 14,400   | 1.45   |
| 土屋公三                | 12,500   | 1.25   |
| 株式会社TKS             | 12,000   | 1.20   |
| 新谷隆俊                | 11,600   | 1.16   |
| 山崎俊                 | 11,600   | 1.16   |

（注）自己株式は所有していません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2022年5月31日現在)

| 会社における地位       | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                 |
|----------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 佐藤良雄  | 労働保険事務組合労務事務指導協会理事長、労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長、職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長、SATO行政書士法人代表社員、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長、株式会社ジャパンランゲージ代表取締役会長 |
| 専務取締役          | 新谷隆俊  | ヒューマンリソース営業部、ヒューマンリソース営業推進部及び海外事業部管掌、人材派遣事業担当                                                                                |
| 常務取締役          | 益山健一  | コーポレートデザイン事業部管掌、TLI事業担当、人材紹介事業兼再就職支援事業担当                                                                                     |
| 常務取締役          | 橋本正太  | 経理財務部長兼経営管理部長、株式会社セールスアウトソーシング取締役管理部長、株式会社ジャパンランゲージ取締役                                                                       |
| 常務取締役          | 蜂谷忠義  | パブリックサービス事業部担当                                                                                                               |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐々木大祐 | 公認会計士・税理士 佐々木大祐事務所代表                                                                                                         |
| 取締役<br>(監査等委員) | 岡田実   |                                                                                                                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 濱田康行  | 公益財団法人はまなす財団理事長、株式会社アインホールディングス社外取締役、株式会社ジャパンランゲージ監査役                                                                        |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)佐々木大祐氏、岡田実氏及び濱田康行氏は、社外取締役であり、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)佐々木大祐氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2021年8月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、中川均氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 2021年8月27日付で取締役の担当等を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 異動前                        | 異動後                                               |
|------|----------------------------|---------------------------------------------------|
| 益山健一 | 常務取締役<br>人材開発事業部管掌、TLI事業担当 | 常務取締役<br>コーポレートデザイン事業部管掌、TLI事業担当、人材紹介事業兼再就職支援事業担当 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、同意を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営理念及びスローガンに基づき、持続的な企業価値向上を図るため、短期的な会社業績だけではなく、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対する貢献意欲を高める設計とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成する。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、当社グループの業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して事業年度ごとに決定するものとする。

#### c. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益率の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎期末に支給する。目標となる業績指標とその値は、期初に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

#### d. 金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬と同様に役位、職責、当社の業績、経済情勢、従業員給与の水準、及び企業価値の持続的な向上への貢献度等を考慮し取締役会にて検討を行う。取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は以下の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

基本報酬と業績連動報酬の割合＝業績連動報酬は、報酬総額の30%以内

#### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会の同意を得て決定をしなければならないこととする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|---------------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等       |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 54,340<br>(-)     | 44,340<br>(-)     | 10,000<br>(-) | 6<br>(-)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 3,555<br>(3,555)  | 3,555<br>(3,555)  | -<br>(-)      | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)            | 57,895<br>(3,555) | 47,895<br>(3,555) | 10,000<br>(-) | 9<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2021年8月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の限度額は、2017年8月29日開催の第30期定時株主総会において、年額80,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は6名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬等の限度額は、2017年8月29日開催の第30期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標は営業利益率であり、その実績は2.1%であります。当該指標を選択した理由は、当社の生産性を図る指標として適切であり、当社が行っている事業の特性上、生産性の維持向上が重要であると判断したためであります。当社の業績連動報酬等は、各取締役の基本報酬を基準として算定されております。
5. 取締役会は、代表取締役社長佐藤良雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当領域の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、会社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては監査等委員会がその妥当性について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)佐々木大祐氏は、公認会計士・税理士 佐々木大祐事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)濱田康行氏は、公益財団法人はまなす財団理事長及び株式会社アインホールディングス社外取締役であります。また、当社連結子会社である株式会社ジャパンランゲージの監査役であります。当社は株式会社アインホールディングスとの間に人材派遣及び人材紹介の取引関係があり、株式会社ジャパンランゲージとは資金の貸付、人材紹介、講師委託及び経営指導の取引関係があります。公益財団法人はまなす財団と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>佐々木 大 祐 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から適宜発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会委員長を務め、監査・監督に重要な役割を果たしております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>岡 田 実   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席、監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に経営者として培った豊富な知識と経験に基づき多角的な立場から適宜発言を行っております。                                                                           |
| 取締役（監査等委員）<br>濱 田 康 行 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席、監査等委員会13回の全てに出席し、主に長年にわたる学識経験者としての豊富な知識に基づき多角的な立場から適宜発言を行っております。                                                                           |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,080千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,080千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び過去の報酬実績を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社グループは、共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
  - b. 「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。また、経営管理部はコンプライアンスに関する研修等を実施し周知徹底・推進を図る。
  - c. 内部監査室は各部門における法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査し、内部統制評価担当は内部統制の有効性を評価し、社長に報告する。
  - d. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を確立する。
  - e. 金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「内部統制評価基本規程」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
  - f. 「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切な対応を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務執行に係る情報及び文書の取り扱いについては、法令及び社内規程等を整備し適切に作成、保存又は廃棄を行う。また、必要に応じて運用状況の検証、社内規程等の見直しを行う。
  - b. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「取締役会規程」、「文書取扱規程」等において規定された期間とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 取締役会及び経営会議等において、当社及び当社グループの事業活動に関するリスクを定期的又は必要に応じて把握・評価し、リスク管理体制の整備・見直しを行う。
  - b. リスク管理に関する社内規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
  - c. 不測の事態が発生した場合には、社内規程等に則り、損害・影響等を最小限にとどめるための手段を講じるよう努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。また、迅速かつ慎重な意思決定をするため、経営会議を組織し、審議・決議を行う。
  - b. 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう努める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 子会社の取締役及び使用人は、当社グループ共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」及び社内規程を制定し周知徹底を図る。
  - b. 当社は、子会社の経営に関して各社の自主性を尊重しつつ、子会社の情報は当社にて集約並びに管理し業務遂行状況を把握するとともに、透明性のある適切な経営管理に努める。

- c. 「関係会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項については、定期的又は適時に子会社より報告を受け、事前協議を行う体制を構築する。
  - d. 当社において「リスク管理規程」を制定し、当社グループの想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
  - e. 上場子会社は、自らリスク管理を行い、そのリスク管理の状況について、定期的又は必要に応じて当社に報告する体制を整備する。
  - f. 当社の内部監査室は子会社における内部監査を実施し、内部統制評価担当では子会社の内部統制の有効性を評価する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- a. 監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）を置くことを求めた場合には、適切な人員を配置する。
  - b. 監査等委員会補助者の人事考課及び人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。
  - c. 監査等委員会補助者は、その職務を優先して従事し、その期間は業務執行上の指揮命令を受けず、監査等委員会の指示に従うものとする。
- ⑦ 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、「監査等委員会規程」を制定し年度監査計画を策定し、当該計画に従って当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から報告を受ける。
  - b. 監査等委員は、「監査等委員会規程」に基づき当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
  - c. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、監査等委員への適切な報告体制を確保する。
  - d. 内部監査室は監査計画及び監査結果を、内部統制評価担当は評価実施計画及び評価実施結果を監査等委員に報告する。
  - e. 監査等委員への報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁償を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行に必要であると認められた場合は、速やかに当該費用及び債務を処理する。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会監査への理解を深め、監査等委員会補助者の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めるものとする。
  - b. 監査等委員会が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設け、監査等委員会補助者がその場に参加できるように整備する。

- c. 内部監査室及び内部統制評価担当は監査等委員会と緊密な連携を保つとともに、監査等委員会は必要に応じて内部監査室及び内部統制評価担当に調査を求めることができるものとする。
- d. 監査等委員会及び監査等委員会補助者は、必要に応じて、弁護士及び会計監査人等より監査業務に関する助言を受けることができるよう整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行等

取締役の職務の執行については、定時取締役会を毎月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、各種法令、定款、諸規程等において規定される取締役会決議事項の審議に臨むほか、当社グループにおける月次予算実績の分析、業務執行状況等の報告等を行っております。このほか、経営会議を原則週1回開催し、経営会議規程に基づき会社業務の執行に関する重要事項の立案、審議及び決定を行っております。また、経営会議にて決定された事項については、取締役会に報告されております。

### ② コンプライアンス

当社グループにおける業務の適正を確保するため、共通の経営理念に基づき「企業行動規範」を定めるとともに、適宜周知徹底を行っております。また、期首に開催される年度方針発表会において、全使用人に向けコンプライアンスに関する社内啓発を行っております。

反社会的勢力への対応については、規程及びマニュアルに則り、契約書等への暴力団等排除条項の挿入、新規取引申請時や年1回の既存取引先等に対する調査等をはじめとした取組みを継続して実施しております。

また、2022年6月1日改正施行された公益通報者保護法に対応するため、新たに規程の整備等を行っております。

### ③ 子会社管理

非上場子会社のうち直接所有の子会社には当社より取締役又は監査役を派遣し、上場子会社からは、当社の間接所有にあたる子会社を含めた情報を適宜収集し、子会社における経営全般に対する把握・監督を行っております。加えて当社取締役会又は経営会議において、子会社各社の営業成績、財務、人事その他経営上の重要事項に関する報告を行っております。

### ④ 監査等委員会の職務の執行等

監査等委員会は、監査方針・監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の確認、代表取締役社長との定期的又は必要に応じて意見交換等を行い、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部                 |           |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 1,735,454 | 流 動 負 債                 | 1,318,845 |
| 現金及び預金      | 1,045,550 | 買 掛 金                   | 50,024    |
| 売掛金及び契約資産   | 571,698   | 短 期 借 入 金               | 600,000   |
| 前 払 費 用     | 28,762    | 未 払 金                   | 192,596   |
| そ の 他       | 89,790    | 未 払 費 用                 | 275,393   |
| 貸倒引当金       | △348      | 未 払 法 人 税 等             | 30,321    |
| 固 定 資 産     | 584,124   | 契 約 負 債                 | 13,382    |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,481     | 預 り 金                   | 8,883     |
| 建物附属設備      | 1,447     | 未 払 消 費 税 等             | 143,465   |
| 工具、器具及び備品   | 7,283     | そ の 他                   | 4,777     |
| そ の 他       | 750       | 固 定 負 債                 | 356,676   |
| 無 形 固 定 資 産 | 7,906     | 長 期 借 入 金               | 350,000   |
| ソフトウェア      | 4,382     | 繰 延 税 金 負 債             | 6,676     |
| そ の 他       | 3,524     | 負 債 合 計                 | 1,675,522 |
| 投資その他の資産    | 566,736   | 純 資 産 の 部               |           |
| 投資有価証券      | 52,413    | 株 主 資 本                 | 617,220   |
| 関係会社株式      | 304,643   | 資 本 金                   | 256,240   |
| 関係会社長期貸付金   | 150,000   | 資 本 剰 余 金               | 63,240    |
| 出 資 金       | 20        | 資 本 準 備 金               | 63,240    |
| 敷金及び保証金     | 49,272    | 利 益 剰 余 金               | 297,739   |
| 長期前払費用      | 643       | 利 益 準 備 金               | 10,757    |
| そ の 他       | 9,742     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 286,981   |
|             |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 286,981   |
|             |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 26,835    |
|             |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 26,835    |
| 資 産 合 計     | 2,319,578 | 純 資 産 合 計               | 644,056   |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 2,319,578 |



# 損 益 計 算 書

( 2021年6月1日から )  
( 2022年5月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 5,122,894 |
| 売 上 原 価               |        | 4,161,105 |
| 売 上 総 利 益             |        | 961,788   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 856,496   |
| 営 業 利 益               |        | 105,292   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 8,302  |           |
| 受 取 配 当 金             | 11,970 |           |
| そ の 他                 | 1,223  | 21,497    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 5,582  |           |
| 賃 貸 費 用               | 8,302  | 13,884    |
| 経 常 利 益               |        | 112,904   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 841    |           |
| そ の 他                 | 73     | 914       |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 7,070  | 7,070     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 106,748   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 28,481 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 4,689  | 33,171    |
| 当 期 純 利 益             |        | 73,577    |

# 株主資本等変動計算書

( 2021年6月1日から )  
( 2022年5月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |                     |                  | 株 主 資 本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------------|------------------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                     | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |                |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |                  |                |
| 当 期 首 残 高               | 256,240 | 63,240    | 63,240       | 10,757    | 226,313             | 237,071          | 556,552        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |           |                     |                  |                |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |           | △12,909             | △12,909          | △12,909        |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |           | 73,577              | 73,577           | 73,577         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |           |                     |                  |                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —            | —         | 60,668              | 60,668           | 60,668         |
| 当 期 末 残 高               | 256,240 | 63,240    | 63,240       | 10,757    | 286,981             | 297,739          | 617,220        |

|                         | 評価・換算差額等         |                  | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|------------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等 合 計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 30,112           | 30,112           | 586,664 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                  |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                  | △12,909 |
| 当 期 純 利 益               |                  |                  | 73,577  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △3,276           | △3,276           | △3,276  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △3,276           | △3,276           | 57,391  |
| 当 期 末 残 高               | 26,835           | 26,835           | 644,056 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
以外のもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### 市場価格のない株式等

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具及び備品 5～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 人材派遣関連事業

人材派遣関連事業は、サービス内容に基づき、人材派遣事業を主な事業内容としております。

人材派遣事業は、主に顧客と取り交わす派遣契約に基づき、当社と雇用契約を締結した労働者を顧客へ派遣する事業であります。履行義務は契約期間にわたり労働者の労働力の提供に応じて充足されると判断し、労働者の派遣期間の稼働実績に応じて、派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として売上を計上しております。取引の対価は契約条件に従い、請求した時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けており、重要な金融要素はありません。

## ② 人材紹介事業

人材紹介事業は、中途採用を予定している顧客に対して、求人ニーズに応じて転職希望者を紹介する事業であります。履行義務は顧客が採用を決定し転職希望者が応諾した時点で充足されると判断し、その時点で紹介手数料の売上を計上しております。また、契約上、返金義務のあるものに関しては、過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し売上から控除しております。なお、取引の対価は契約条件に従い、請求した時点から概ね2ヶ月で支払いを受けており、重要な金融要素はありません。

## ③ 再就職支援事業

再就職支援事業は、顧客の雇用調整等、人材の教育、転職サポート及び求人開拓等の就職支援サービスを行う事業であります。履行義務は顧客との業務委託契約等に基づき、就職支援サービスを提供するものであり、売上の計上は顧客との業務委託契約等の内容に基づき取引の性質に応じて、主に以下のとおり行っております。

- ・就職支援サービス等が契約期間にわたって充足されるサービスについては、契約期間に応じて均等按分し売上を計上しております。
- ・就職支援サービス等が発生原価に比例している場合には契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を使用する方法（インプット法）により売上を計上しております。
- ・就職支援サービス等の進捗度を合理的に見積もることができない場合は原価回収基準により売上を計上しております。

なお、取引の対価は契約条件に従い、請求した時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、重要な金融要素はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法に関する注記

#### (損益計算書)

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「新型コロナウイルス感染症による助成金収入」（当事業年度は、73千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

日本語学校運営子会社への投融資の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 50,000千円  |
| 関係会社長期貸付金 | 150,000千円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない子会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行う方針としています。また、子会社への貸付金について、当該子会社の支払能力等を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額に対して貸倒引当金を計上する方針としています。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、新規留学生の入国制限が継続したことにより、連結子会社の株式会社ジャパンランゲージが行っている日本語学校運営事業のうち札幌ランゲージセンターに係る資産グループについて、減損の兆候を識別しております。

新型コロナウイルス感染症による影響は、不確実性が高く、収束時期や経済環境への影響等が変化した場合には、同社において固定資産の減損が発生し、財政状態が悪化することにより、翌事業年度以降の日本語学校運営子会社への投融資の評価に影響を与える可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産金額

|      |           |
|------|-----------|
| 売掛金  | 410,993千円 |
| 契約資産 | 160,704千円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

99,744千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

|        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債務 | 887千円 |
|--------|-------|

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|     |          |
|-----|----------|
| 売上高 | 10,145千円 |
|-----|----------|

|      |          |
|------|----------|
| 営業費用 | 10,489千円 |
|------|----------|

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 11,798千円 |
|-----------------|----------|

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
 (2) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末の<br>株式数(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 993,000            | —                 | —                 | 993,000           |
| 合 計   | 993,000            | —                 | —                 | 993,000           |

- (3) 自己株式の数に関する事項  
 該当事項はありません。

- (4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年8月27日開催の第34期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 12,909千円
- ・ 1株当たり配当額 13円
- ・ 基準日 2021年5月31日
- ・ 効力発生日 2021年8月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
 2022年8月26日開催予定の第35期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 12,909千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 13円
- ・ 基準日 2022年5月31日
- ・ 効力発生日 2022年8月29日

- (5) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項  
 該当事項はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|           |         |
|-----------|---------|
| 未払事業税     | 2,907千円 |
| 未払事業所税    | 788     |
| 貸倒引当金     | 105     |
| 減損損失      | 4,061   |
| 投資有価証券評価損 | 3,650   |
| その他       | 6,997   |

繰延税金資産小計

18,511

評価性引当額

△13,461

繰延税金資産合計

5,049

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

11,726

繰延税金負債合計

11,726

繰延税金資産（負債）の純額

△6,676

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定して行っており、銀行借入金等金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社の貸借先に差し入れているものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、主に運転資金であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程及びマニュアルに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社長期貸付金については、当社の関係会社管理規程に従い、定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主ごとに残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|                      | 貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円)  |
|----------------------|--------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 48,007       | 48,007  | —       |
| (2) 関係会社株式           | 157,276      | 700,621 | 543,345 |
| (3) 関係会社長期貸付金        | 150,000      | 150,370 | 370     |
| (4) 敷金及び保証金          | 49,272       | 49,307  | 34      |
| 資産計                  | 404,556      | 948,307 | 543,750 |
| (1) 長期借入金            | 350,000      | 349,932 | △67     |
| 負債計                  | 350,000      | 349,932 | △67     |

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」及び「(2)関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分             | 貸借対照表計上額(千円) |
|-----------------|--------------|
| 投資有価証券<br>非上場株式 | 4,405        |
| 関係会社株式<br>非上場株式 | 147,367      |
| 出資金             | 20           |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分                     | 時価(千円) |      |      |        |
|------------------------|--------|------|------|--------|
|                        | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>其他有価証券<br>株式 | 48,007 | —    | —    | 48,007 |
| 資産計                    | 48,007 | —    | —    | 48,007 |



② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分        | 時価（千円）  |         |      |         |
|-----------|---------|---------|------|---------|
|           | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 関係会社株式    | 700,621 | —       | —    | 700,621 |
| 関係会社長期貸付金 | —       | 150,370 | —    | 150,370 |
| 敷金及び保証金   | —       | 49,307  | —    | 49,307  |
| 資産計       | 700,621 | 199,678 | —    | 900,299 |
| 長期借入金     | —       | 349,932 | —    | 349,932 |
| 負債計       | —       | 349,932 | —    | 349,932 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券及び関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金については、時価は元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、各契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、時価は元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名    | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目                | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|---------------|-------------------------------|----------------|------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社ジャパン<br>ランゲージ | 日本語学校<br>運営事業 | 所有<br>直接100.0                 | 資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の<br>貸付<br>(注) | —            | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 150,000      |
|     |                   |               |                               |                | 利息の<br>受取<br>(注) | 419          | —                 | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社ジャパンランゲージに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 事業の内容<br>又は職業                                  | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                                    | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----------------|------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------|------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 佐藤 良雄          | 当社代表<br>取締役社長<br>職業訓練法人キ<br>ャリアバンク職<br>業訓練協会会長 | (被所有)<br>直接38.9<br>間接14.8     | 職業訓練法<br>人キャリア<br>バンク職業<br>訓練協会に<br>対する施設<br>の転貸 | 施設の貸<br>転<br>(注) | 8,302        | —  | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練を行う協会であります。同協会との取引は当社代表取締役社長佐藤良雄が同協会の代表者として行った取引であり、取引条件及び取引条件の決定方針は他の一般取引先と同様であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント      |            |             |         | 計         |
|-------------------|--------------|------------|-------------|---------|-----------|
|                   | 人材派遣<br>関連事業 | 人材紹介<br>事業 | 再就職支援<br>事業 | その他     |           |
| 売上高               | 3,574,143    | 154,887    | 1,259,306   | 134,555 | 5,122,894 |
| 顧客との契約から生じる<br>収益 | 3,574,143    | 154,887    | 1,259,306   | 134,555 | 5,122,894 |
| その他の収益            | —            | —          | —           | —       | —         |
| 外部顧客への売上高         | 3,574,143    | 154,887    | 1,259,306   | 134,555 | 5,122,894 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 648円60銭  
(2) 1株当たり当期純利益 74円10銭

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

キャリアバンク株式会社  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人  
札 幌 事 務 所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 宇 野 公 之

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岡 島 信 平

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアバンク株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月26日

キャリアバンク株式会社 監査等委員会

監査等委員 佐々木 大 祐 ㊟

監査等委員 岡 田 実 ㊟

監査等委員 濱 田 康 行 ㊟

(注) 監査等委員佐々木大祐、岡田実及び濱田康行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして考え、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に応じて株主の皆様に対し安定した配当の維持を基本方針としております。

第35期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は12,909,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 事業目的の記載の変更

現行定款第2条に定める目的について、法令名称変更に即して記載を変更するものがあります。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 [条文省略]<br>1. ～19. [条文省略]<br>20. <u>障害者自立支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業<br>21. ～24. [条文省略]<br>第3条～第13条 [条文省略]<br><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (目的)<br>第2条 [現行どおり]<br>1. ～19. [現行どおり]<br>20. <u>障害者総合支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業<br>21. ～24. [現行どおり]<br>第3条～第13条 [現行どおり]<br>[削 除] |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="424 226 560 259">[新 設]</p> <p data-bbox="204 640 587 674">第15条～第40条 [条文省略]</p> <p data-bbox="448 692 536 725">附 則</p> <p data-bbox="204 748 587 781">第1条～第2条 [条文省略]</p> <p data-bbox="424 797 560 831">[新 設]</p> | <p data-bbox="831 226 1062 259"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="818 259 1398 405">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="890 409 1398 629">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p data-bbox="818 640 1230 674">第15条～第40条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="1062 692 1150 725">附 則</p> <p data-bbox="818 748 1230 781">第1条～第2条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="818 797 1398 869"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="818 875 1398 1095">第3条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="890 1104 1398 1323">2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p data-bbox="890 1332 1398 1509">3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | さとう よしお<br>佐藤良雄<br>(1953年3月2日生) | 1977年2月 佐藤良雄行政書士事務所設立所長就任<br>1979年8月 労働保険事務組合労務事務指導協会理事長就任(現任)<br>1984年12月 労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長就任(現任)<br>1987年11月 当社設立代表取締役社長就任(現任)<br>1997年4月 株式会社エコミック設立代表取締役社長就任<br>1999年7月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長就任(現任)<br>2002年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立代表取締役社長就任<br>2004年8月 SATO行政書士法人設立代表社員就任(現任)<br>2006年5月 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長就任<br>2010年8月 同社代表取締役社長就任<br>2016年11月 株式会社札幌ランゲージセンター(現株式会社ジャパンランゲージ)設立代表取締役社長就任<br>2017年11月 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長就任(現任)<br>2020年8月 株式会社札幌ランゲージセンター(現株式会社ジャパンランゲージ)代表取締役会長就任(現任) | 386,700株       |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2         | しん や たか とし<br>新 谷 隆 俊<br>(1956年4月3日生)  | 1980年4月 株式会社アペックス入社<br>1990年8月 当社入社<br>1996年7月 当社取締役就任<br>2000年6月 当社取締役営業部長<br>2002年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立監査<br>役就任<br>2003年5月 株式会社エコミック監査役就任<br>2004年10月 当社取締役第2営業部長<br>2007年11月 当社取締役第1営業部長兼第2営業部長<br>2008年6月 当社取締役第1営業部長<br>2009年8月 当社常務取締役就任 第1営業部長<br>2011年6月 当社常務取締役兼第5営業部長<br>2012年6月 当社常務取締役兼第1営業部長<br>2014年6月 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部長<br>2015年6月 当社常務取締役第1営業部長<br>2017年6月 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部<br>及び海外事業室担当<br>2018年6月 当社専務取締役就任 第1営業部長兼第2<br>営業部及び海外事業室担当<br>2019年6月 当社専務取締役第1営業部長兼第2営業部<br>及び海外事業部担当<br>2020年6月 当社専務取締役ヒューマンリソース営業部、<br>ヒューマンリソース営業推進部及び海外事業<br>部管掌、人材派遣事業担当(現任) | 11,600株     |
| 3         | ます やま けん いち<br>益 山 健 一<br>(1969年8月8日生) | 1992年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀<br>行) 入行<br>2002年3月 同行札幌法人営業部長代理<br>2003年4月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会入<br>社 管理企画室長<br>2004年4月 当社入社 再就職支援事業雇用創出グループ<br>課長<br>2004年6月 当社再就職支援事業雇用創出グループ次長<br>2004年10月 当社執行役員就任 第3営業部長<br>2005年8月 当社取締役就任 第3営業部長<br>2006年10月 当社取締役第1営業部長兼第3営業部長<br>2007年11月 当社取締役第3営業部長<br>2017年6月 当社取締役第3営業部長兼仙台支店担当<br>2018年6月 当社常務取締役就任 第3営業部長兼仙台支<br>店担当<br>2020年6月 当社常務取締役人材開発事業部管掌、T L I<br>事業担当<br>2021年8月 当社常務取締役コーポレートデザイン事業部<br>管掌、T L I 事業担当、人材紹介事業兼再就<br>職支援事業担当(現任)                                                                                                    | 600株        |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 4         | はし もと しょう た<br>橋 本 正 太<br>(1968年7月5日生) | 1994年4月 株式会社北日本工事測量入社<br>2000年9月 当社入社 管理部総務係長<br>2005年6月 当社管理部財務経理課長<br>2008年6月 当社管理部次長<br>2009年8月 当社執行役員就任 管理部長<br>2011年8月 当社取締役就任 管理部長<br>2012年8月 株式会社セールスアウトソーシング取締役就任 管理部長 (現任)<br>2013年6月 当社取締役経理財務部長<br>2016年11月 株式会社札幌ランゲージセンター(現株式会社ジャパンランゲージ)設立取締役就任 (現任)<br>2017年6月 当社取締役経理財務部長兼経営管理部担当<br>2018年6月 当社常務取締役就任 経理財務部長兼経営管理部長 (現任) | 200株                      |
| 5         | はち や ただ よし<br>蜂 谷 忠 義<br>(1957年5月19日生) | 1982年4月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ入社<br>1998年3月 同社運営総務部シニアマネージャー<br>2001年3月 同社人事部シニアマネージャー<br>2001年10月 当社入社 人材派遣事業部課長<br>2005年6月 当社第2営業部再就職支援事業次長<br>2012年6月 当社第5営業部長<br>2012年8月 当社執行役員就任 第5営業部長<br>2013年8月 当社取締役就任 第5営業部長<br>2018年8月 当社常務取締役就任 第5営業部長<br>2020年6月 当社常務取締役パブリックサービス事業部担当 (現任)                                                       | 1,900株                    |

- (注) 1. 佐藤良雄氏は、労働保険事務組合労務事務指導協会の理事長であり、当社は同協会へ労働保険事務を委託しております。また、同氏は職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会の会長であり、当社は同協会との間に研修施設の転貸等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北五条西五丁目 7 番地sapporo55ビル 5 F  
当社本社会議室  
電話 (011) 251-3373



## 交通のご案内

- JR札幌駅より徒歩2分
- 地下鉄札幌駅より徒歩2分